

旅行業務取扱料金表

aini（以下、本事業）では、お客様のご旅行の取扱に際しまして、旅行業法第12条の4に定める取引条

件を説明する書面となります。なお、価格は全て消費税込の金額を記載しております。また、本事業では国内旅行の手配旅行（個人での宿泊機関の手配のみ）を取り扱っております。予めご了承ください。

国内旅行 手配旅行に係る取扱料金

区分 内容 料金

<取扱料金>

○運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合

1件1手配につき費用の45%以内（下限3,300円）

○宿泊機関のみの場合 宿泊機関

1件1手配につき費用の45%以内（下限3,300円）

○運送機関のみの場合

1件1手配につき費用の45%以内（下限3,300円）

○添乗サービス料金（宿泊、交通費等の旅行実費を除く。）

取り扱っておりません。

<変更手数料料金>

○運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合

0円

○運送機関の予約・手配の変更

0円

○宿泊機関の予約・手配の変更（宿泊機関の切替が必要な場合はそれを含む。）

0 円

<取消手続>

○運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合

0 円

○運送機関の手配の取消し（未使用乗車船券の精算手続がある場合はそれを含む。）

0 円

宿泊機関の手配の取消し（未使用宿泊券の精算手続がある場合はそれを含む。）

0 円

<連絡通信費>

お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等

0 円

<決済手続料金>

決済システム利用料 一件につき、3.6%

注 1)お客様のご希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。

注 2)旅館及びホテルの取消料は各施設ごとの宿泊約款（キャンセルポリシー）に準拠します。別途、ご確認ください。

注 3)同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて 1 件として扱います。

注 4)決済手続料金は、上記、手配旅行 宿泊機関のみの場合の金額に含まれています。

注 5)上記料金には消費税が含まれています。（決済手続料金は、非課税となっております。）

相談料金

区分 内容 料金

観光旅行

(1) お客様の旅行計画作成のための相談

取り扱っておりません。

(2) 旅行計画の作成

取り扱っておりません。

(3) 旅行に必要な費用の見積り（運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合）

取り扱っておりません。

(4) 運送機関の運賃・料金見積り

取り扱っておりません。

(5) 旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供

取り扱っておりません。

注 1) 上記料金には消費税が含まれています。

最終改訂 2025年2月15日

株式会社ガイアックス